



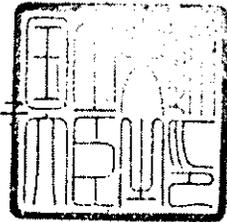
認 定 書

国住指第 7 号
平成14年5月1日

吉野石膏株式会社

代表取締役社長 須藤永一郎 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第七号及び同法施行令第107条第一号（柱：3時間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

FP180CN - 0035

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

強化せっこうボード重被覆／鉄骨柱

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り